

医科で新規指導対策の講習会 長野県の傾向や指摘事項などを解説

長野県保険医協会では、1月27日、新規個別指導対策のための新規開業医講習会を松本市内で実施した。

新規開業の件数が多く新規の指導実施が追いついていなかった医科では平成20年度から一気に新規指導の実施数が増え、21年度98件、22年度も当初計画で47件と数が多くなっていた。その医科の2年以内の県内診療所の開設者を対象に案内、当日は6医療

機関8名が参加した。

講習会の前半は、宮沢事務局長が指導と監査の違いや指導・監査をめぐる最近の動向、保険医及び保険医療機関が遵守すべき療養担当規則のポイント解説を行なったうえで、個別指導の実施通知が届いてから指導結果が来るまでの流れや最近の長野県の新規個別指導の傾向、指摘事項等を解説した。

後半は、協会の社保部長でもある花岡常任理事より、個別指導から見た日常診療の留意点として、自身の経験を交えて、カルテ記載上での注意点等の解説を行なった。



松本市内のホテルで開催の医科の新規個別指導対策の講習会

関東信越厚生局

個別指導の主な指摘事項公開

関東信越厚生局では、ホームページで昨年6月に「個別指導において改善を求めた主な指摘事項」として医科分を公表していたが、この2月に入り歯

科と薬局の分が合わせて公開された。集団的個別指導などでも出されるこうした「主な指摘事項」のホームページ公開は、もっかのところ、関東信越厚生局のみ。地方厚生局によりホームページ掲載内容に違いがあり、例えば、医療機器や材料等に関係の「医療

11月21日、東京・両国のFKCビルの会議室で標題の担当者会議が開かれた。午前中の医科歯科合同部会の基調報告は、保団連・社保審査対策部歯科部長・田辺隆氏からあった。

その内容は、事業仕訳の結果[行政事業レビュー]が行なわれ、厚生労働省は「医療給付費の適正化」の手段として指導、監査業務の強化を掲げ、「医療指導監査業務実施要領」を新たに策定する方針を打ち出した。一昨年来の指導監査業務が社会保険事務局から地方厚生局に移管後「平準化をさらに進めるべき」との指摘により平準化のテンポが加速、各地方厚生局において、新たな「実施要領」が策定され指導対象カルテの通知時期の平準化など新たな基準での指導が始まっている。指導、監査を巡る贈収賄事件が

訂正 前号の一部に誤りがありました。お詫びし訂正します。
1面...定期総会の曜日...(誤)日(正)月・祝日
2面...写真説明の中で...(誤)最後、公益(正)最初、保険医

2010年保団連 審査、指導、監査対策担当者会議の報告(上)

全体会議は昨今の状況と運動方針もとに討議

--- 常任理事 池上正資

発覚(9/25)、厚生労働省は第三者を交えた「検証チーム」を発足させ、指導・監査業務そのものの見直しを行う姿勢も見せた(その後に出た中間まとめは本紙359号5面掲載)。



メモをとる池上氏

厚生労働省保険局医療課は、医療課長通知で特定共同指導等における実施通知時期、患者名等通知時期を示し、共同指導及び各都道府県個別指導における患者名等通知時期について、医科歯科で共に4日前に15名、前日に15名としている。以前は全て前日だった県が多かったため、一定の改善が図られた面もある。厚生労働省から改定「実施要領」まだ出ていない等。

他では、全国での訴訟問題の経過報

開業医共済休保は初年度で口数超過達成

8県の中で出遅れ気味の長野県は次回募集で挽回へ

長野県を含む8県の協同組合のある保険医協会・保険医会ですすめている開業医共済協同組合(三田温理事長・長野県保険医協会副会長)の開業医共済休業保障は、初年度第3次の募集を行っていた

が、新たに309名(7保険医協会、1保険医会)1,727口の加入があった。これで初年度トータルで932名(同)4,940口に達し、同組合の事業計画目標の1,000名4,000口のうち、加入者は多少目標に届かなかったものの口数においては940口超過達成した。

3次の今回、協会入会者も大分県の10名をはじめ25名(長野2名)と各県で本共済制度の利用での新たな入会が見込まれるようになってきた。

また2月12日には、全国の保険医協会の保険適用について」の通知が毎月掲載されるのは、もっかのところ北海道厚生局のみだ。

主な指摘事項関係の資料請求は協会(電話26-226-0086)へ。



開業医共済休業保障制度のホームページ

会に呼びかけて開催した共済休保説明会があり、これには未実施の10協会から20名の役員、事務局が参加し、開業医共済協同組合への新たな参入に関する質疑が交わされている。

現在の開業医共済協同組合構成の8県(7協会1医会)の中で本部業務を担当する長野県はそうした労もあってか、募集において少し出遅れ感があり、制度認知が進む2年度目の募集に期待がかかっている。

同制度扱いの8県は、北から青森、福島、新潟、長野、岡山、鳥取、山口、大分のいずれも保険医協会・保険医会関連の事業協同組合のある県だ。

開業医共済休業保障のパンフレット請求は、協会026-226-0086、又は代理店の協同組合026-223-0345へ。またインターネット環境にある方はグーグルなどで「開業医共済休保」と入れればすぐ出て詳細がご覧いただける。

動方針が示された。

基調報告の後には、全国での活動報告の時間となり、各協会からの報告が続いた。その中で青森県弘前での所謂成田訴訟で青森地裁弘前支部が損害賠償請求棄却の判決を出した後、原告成田氏(青森協会歯科部会長・保団連理事)の控訴の意向に対し、他協会から訴訟を取り止めるようにとの意見が出され、対立した議論となり、意見交換が繰り返された。結論はその場では出なかったものの、今後の展開と保団連として支援する立場がどうなるのか心配される場面だった。一方、山梨県甲府地裁が「処分は違法」「保険医取り消し処分を取り消す」との判断を下した溝部訴訟では、原告の主張を一部認め、当該取り消し処分が裁量権の範囲を逸脱したものとして違法とはしながらも、国に対しての損害賠償請求部分は棄却(2010/3/31)された。国が控訴(2010/4/13)し、現在、東京高裁にて係争中であることは報告のみであった。

-医科歯科別の分散会の歯科は次号で-